

退職給付基準の改正に伴う改正 財務諸表等規則等、公表—金融庁

去る9月21日、内閣府令61号

掲記される。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(財規・連結財務規・中間連結財務規・四半期連結財務規の改正)が公布された。あわせて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について「および」連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の取扱いに関する留意事項について「の改正が公表されている。

今回の改正は、本年5月17日に公表された企業会計基準26号「退職給付に関する会計基準」(退職給付会計基準)等を踏まえたもの。主な改正内容は次のとおり。

退職給付に係る科目の表示規定の整備

退職給付会計基準等にあわせ、退職給付債務と年金資産の差額を、連結貸借対照表上「退職給付に係る負債」・「退職給付に係る資産」という科目名で、「固定負債」・「固定資産」に表示することとされている。なお、個別財務諸表上は、「退職給付引当金」・「前払年金費用」として

また、退職給付会計基準により、連結財務諸表において、従来はオフバランスとされてきた未認識数理計算上の差異等について、発生時にただちに認識することとされた。これを受け、未認識数理計算上の差異の当期発生額と組替調整額の合計額を、連結包括利益計算書(連結包括及び損益計算書)上の「その他の包括利益」の項目に、「退職給付に係る調整額」として掲記し、未認識数理計算上の差異等の残高は、連結貸借対照表上の「その他の包括利益累計額」の項目に「退職給付に係る調整累計額」として掲記することとされている。

注記の規定の整備

退職給付会計基準等において、確定給付制度に基づく退職給付に関する注記について、退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表および年金資産の期首残高と期末残高の調整表等が求められるなど、注記事項の拡充が行われた。

これを受け、連結財務諸表・財務諸表において、次の項目の注記に係る規定が設けられてい

る。なお、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表における注記が必要ないとする規定は、従来と同様。

- ・確定給付制度に基づく退職給付に関する注記
- ・確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記
- ・複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記

納税環境整備に関する国税通則 法通達、公表—国税庁

納税環境整備に関する国税通則 法通達、公表—国税庁

去る9月13日、国税庁は「国税通則法第7章の2(国税の調査)関係通達の制定について」(法令解釈通達)(課総5-9他9課共同、9月12日発遣)を公表した。

この通達は、平成23年12月の税制改正により、国税通則法の一部が改正され、調査手続に関する現行の運用上の取扱いが法令上明確化されたことに伴い、制定されたものである。

国税通則法第7章の2(国税の調査)関係通達の制定

この通達の主な内容は、次のとおりである。

・第1章法第74条の2(法第74条

適用日

改正後の規定は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度および連結会計年度の年度末に係る財務諸表および連結財務諸表について適用される。

なお、中間・四半期に関する改正については、平成26年4月1日以後に開始する年度からの適用とされている。ただし、平成25年4月1日以後に開始する年度からの早期適用も可能。

「為」の範囲など、細かな規定が行われている。

その他の公表物

なお、この通達とあわせて、次のものなどが公表されている。

- ・調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について
- ・税務調査手続に関するFAQ(一般納税者向け)
- ・税務調査手続に関するFAQ(税理士向け)

① 調査手続の実施に当たって

の基本的な考え方等について、今般の改正の趣旨を踏まえ、法令を遵守した適正な調査が行われるようにと、まとめられたものである。

内容としては、「調査開始日時等の変更の求めがあった場合の手続」、「調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明」などの事項がある。

② 税務調査手続に関するFAQ

Q 一般者納税者向けのFAQは全31問、税理士向けのFAQは全6問からなっている。

前者においては、「国税通則法の規定が施行されると、税務調査が変わるのか」などの基本的な事項から、「再調査」、「理由附記」などの事項についても細かく記載が行われている。

先行的取組みの実施

また、この法定化された税務調査手続等は、原則として、平成25年1月1日以後に開始する調査から適用されることとなるが、法施行後における税務調査手続等を円滑かつ適切に実施する観点から、平成24年10月1日以後に開始する調査から、法施行後に実施することとなる次の手続について、先行的に取り組むこととされている。

- ・事前通知
- ・修正申告等の勧奨の際の教示文の交付

税務

法人税基本通達等の一部改正、公表——国税庁

去る9月14日、国税庁は「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）（課法2-17他1課共同、9月12日発遣）」を公表した。

本改正は、平成23年12月の税制改正および平成24年度税制改正に対応するために、所要の整備が図られたものである。公表された通達は、次の6つの通達である。

・法人税基本通達関係

前者については、「実地の調査を行う旨」、「調査の目的」、「調査の対象となる期間」、「調査の対象となる帳簿書類その他の物件（国税に関する法令の規定により備付けまたは保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨をあわせて通知）」などの法定化された事前通知事項を、納税義務者と税務代理人の双方に通知することとされている。

なお、この通達等公表により税務調査がどのように変わるのかについて、次号以降にて詳細な解説を予定している。

- ・連結納税基本通達関係
- ・租税特別措置法関係通達（法人税編）関係
- ・租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係
- ・耐用年数の適用等に関する取扱通達関係
- ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

また、公表された通達の主な内容は、次のようなものである。

8月の米新車販売が好調 約20%増

日本勢を中心に、米新車販売が好調だ。米調査会社オートデータによると、8月の新車販売台数は前年同月比19.9%増の128万5,202台で、8月としては2007年以来5年ぶりの高水準。トヨタ自動車など日本勢が東日本大震災後に部品不足で減少した在庫の回復により販売攻勢をかけた結果、全体の販売を底上げした。

米新車販売市場の復調は金融危機後の09年を底に続いている。10年、11年とも前年比約10%伸びてきており、今年1-8月累計では前年同期比14.7%増えており、過去2年間を上回る復調ぶりだ。トヨタの販売実績は前年同月比45.6%増、ホンダも同59.5%増。日本勢が得意とするハイブリッド車（HV）が倍増した。

この背景としては、東日本大震災後に部品不足で販売が急減した反動が大きい。さらに米ガソリン価格が再び上昇していることも指摘されている。米ガソリン価格は1ガロン（約3.785ℓ）4ドルに再び近づき、今春の高値圏を目前にしている。これがHVで先行するプリウス（トヨタ）などの日本車に有利に働いた。また車種別にみると、米国で需要の根強い大型車は12.7%増だったが、小型車中心の「乗用車」は27.8%と大幅に伸びた。

一方、韓国・現代自動車は失速の兆しがみられる。新型のSUV（多目的スポーツ車）が好調な傘下の起亜自動車は27.8%増と大きく伸び

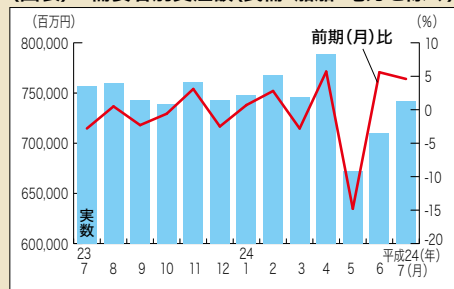
たが、現代自動車は4.4%増と3カ月連続で1ケタ台にとどまった。現代グループとしては87%増。同社の場合、今年は新車投入の「谷間」になっているようで、日本勢にとっては震災やタイの洪水で失ったシェアを奪回するチャンスになりそうだ。

日本の機械受注

7月は製造業が12.0%増
設備投資の先行指標である機械受注（船舶・電力を除く民需II季調整値）は、製造業が7月は12.0%増加したことから、全体も4.6%増の7,421億円となり、2カ月連続の増加となった。7月の実績はエコノミストの事前予想（1.6%増）を上回ったが、鉄鋼業からの大型案件が入るなど特殊要因もあり、内閣府は機械受注の基調判断を前月からの「進退で推移している」で据え置いた。

製造業の伸びの大きさは2009年12月以来。15業種のうち11業種がプラスだった。鉄鋼業から入った金

（図表）需要者別受注額（民需・船舶・電力を除く）



（出所）内閣府経済社会総合研究所

属加工機械の受注や、航空機関連での100億円を超える大型案件が全体を押し上げた。エコカー補助金が終了する自動車からの受注は5.4%減と2カ月連続でマイナスだった。非製造業は船舶・電力を除いたペースで2.1%減と2カ月ぶりのマイナスとなった。民需以外では、官公庁からの受注が13.5%減と2カ月ぶりのマイナスだった。一方、外需は3.0%増と2カ月ぶりのプラスだった。

中国の輸入、8月は実質2年10カ月ぶりの減少

中国税関総署が発表した8月の貿易統計によると、輸入は前年同月比2.6%減と、今年1月以来7カ月ぶりのマイナスとなった。今年の1月は春節（旧正月）の連休時期が前の年とずれた影響があったため、こうした要因を勘案すると、実質的には2年10カ月ぶりの輸入減少となった。

1-8月の輸入を地域別にみると、日本からの輸入が6.0%減、台湾からも1.1%減となっており、部品や素材の輸入の落ち込みが目立っている。これは中国経済が欧州債務危機の影響を受けているためである。最大の貿易相手国だった欧州への輸出が8月は2.7%増にとどまった。それに呼応するように企業の生産活動が鈍化してきており、8月の工業生産は8.9%増と3年3カ月ぶりの低い伸びとなった。輸出をてこに成長してきた中国企業の生産活動にブレーキがかかっており、その影響は日本の輸出産業へも及び始めている。

貸倒引当金関係

平成23年12月の税制改正において、貸倒引当金の原則廃止が行われている(適用法人の限定など。詳細については、本誌2012年2月1日号(No.1304)などを参照)。

この改正の一環として、金融に関する取引に係る一定の金銭債権を有する法人において、貸倒引当金の繰入れ対象となるその金銭債権が「リース資産の対価の額に係る金銭債権」に限定されている。

この限定された当該金銭債権につき、法人税基本通達(以下、「法基通」という)において、「リース契約が途中で解除された場合に発生することとなるいわゆる規定損害金に係る金銭債権が含まれる」ことを留意的に明らかにしている(法基通11-2-1の3)。

過大支払利子税制関係

平成24年度税制改正において、過大支払利子税制が創設された。

この過大支払利子税制とは、関連者間における過大な利子の支払を通じた租税回避の防止等のため、関連者等への純支払利子の額(関連者支払利子等の額の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額)が調整所得金額の50%を超える場合のその超える部分の金

額については、過少資本税制との調整を行ったうえで、損金の額に算入しないこととする制度である(詳細については、本誌2012年5月1日号(No.1313)などを参照)。

この制度の対象となる支払利子等および受取利子等に含まれる「経済的な性質が利子に準ずるもの」について、租税特別措置法関係通達(以下、「措通」という)で含まれるものを明らかにしている。

具体的には、「金銭債権を債権金額を超える価額で取得した場合または債権金額に満たない価額で取得した場合における債権金額と取得に要した価額との差額に相当する金額のうち、金利

の調整により生じた部分の金額(調整差額)が含まれる(措通66の5の2-10)とされている。

また、「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額の計算方法」(措通66の5の2-14)などの計算方法についても明らかにされている。

その他

また、その他に、平成24年度税制改正により改正が行われた「特定資産の買換えに係る課税の特例関係」について、「特定施設の敷地の用に供される土地等の意義」(措通65の7(1)-30の2)などが明らかにされている。

なお、次号において詳細について解説する予定。

金融

将来への禍根を残す日銀の金融緩和策

日銀は9月19日の金融政策決定会合で、資産買入れ基金の増額などの金融緩和策を決定した。

白川総裁の会見からは、今回の緩和策について日本経済のマクロレベルの不均衡や流動性供給といった具体的な目的を聞くことはできなかった。今回の日銀の金融緩和策は、現在60兆円の残高が積み上がってい

る資産買入れ基金の枠を80兆円まで10兆円の増額、買入れ期間を2013年12月まで半年間延長、長期国債の買入れ金利の下限0.1%の撤廃など、ただちに金融市場に影響を及ぼす「実弾」はなく、形式を整える形のものになった。

欧州中央銀行(ECB)が9月6日に、南欧の国債を各国が安定的に資金を調達できる水準に

経理用語の豆知識



IT全般統制に不備がある場合

全般統制に不備がある場合には、関連するすべての業務処理統制およびアサーションに影響が及ぶこととなる。全般統制は、情報システムの継続的かつ適切な運用を確保することにより、業務処理統制が有効に機能するよう支援するものであることから、たとえ業務処理統制が有効に機能していたとしても、継続的な運用を保證する全般統制に重要な不備があれば、情報システムの内部統制は有効に機能しないため、統制リスクが高まることになる。

しかし、全般統制のなかでも、ある財務諸表の虚偽表示を防止しない発見できる業務処理統制との関連性が薄い部分についてのみ信頼性がない場合には、対応する業務処理統制の有効性に関しては情報システムの内部統制に依拠することができる。監査人が特定の全般統制の不備を発見した場合は、①当該不備を補完する他の全般統制を評価する、②関連する業務処理統制の評価手続を拡大する、③実証手続を拡大する、といった対応がある。



初年度監査の期首残高

初年度監査は、監査人が初めて締結する監査契約であり、初年度監査における財務諸表項目の期首残高は、前年度の期末残高に基づいており、過年度の取引および事象の影響と前年度に採用した会計方針を適用している。

監査人は、開示を含む期首残高に関連する情報を入手するために、直近の財務諸表および前任監査人の監査報告書が存在する場合はそれを通読しなければならない。また、監査人は、期首残高に当年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が含まれているかどうかについて十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

期首残高について、①前年度の期末残高が正しく繰り越されているか確かめる、②期首残高に適切な会計方針が適用されているかどうかについて確かめる、③期首残高に関する監査証拠を入手するため、前任監査人の監査調査を閲覧すること、特定の監査手続を実施すること等を行うことになる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2012年9月13日	「納税環境整備に関する国税通則法等の改正」について	国税庁	調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、税務調査手続について現行の取扱いの明確化等を内容とする国税通則法等の改正に伴う通達の制定等を行うもの。	2012年10月10日号 ニュース記事
2012年9月14日	「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)	国税庁	主な改正点は、法人税基本通達における貸倒引当金関係、租税特別措置法関係通達における過大支払利子税制関係、特定資産の買換えに係る課税の特例関係など。	2012年10月10日号 ニュース記事
2012年9月21日	内閣府令61号 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等	金融庁	主な改正点は、退職給付に係る科目の表示規定の整備および様式の改正ならびに注記の規定の整備。平成25年4月1日以後に開始する事業年度および連結会計年度の年度末に係る財務諸表および連結財務諸表について適用。	2012年10月10日号 ニュース記事
2012年9月21日	金融庁告示67号 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件」	金融庁	2012年5月改正の退職給付会計基準等を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に指定するもの。また、指定国際会計基準に2012年3月改正のIFRS1号「国際財務報告基準の初度適用」等を追加するもの。	—

国債利回りが下がるまで無制限に買い入れることをドイツの反対を押し切って決定し、米連邦準備制度理事会(FRB)は、住宅ローン担保証券(MBS)の月額400億ドル買入れと、短くとも2015年半ばまでの低金利政策維持を決定した。こうしたみると、欧米の中央銀行は各々、南欧の政府債務、住宅ローン金利という、具体的なターゲットがあり、量的にも「無制限」、「400億ドル」という実態があるの比べて、日銀はいかにも見劣りがする。

今回の金融緩和策は、今この時期に打ち出さねばならない理由が不明確だ。これでは、ブラジル財務相が日銀の追加緩和策を、「これこそ通貨戦争だ」と指摘したように、日銀も為替動向を理由に追隨したと取られてもしかたがない。

確かに尖閣問題に端を発する中国経済へのマイナスや日本企業への負担となるカントリーリスクなどが台頭しているが、今ただちに日銀の行動が求められるまでには至っていない。国内の民主・自民の党首選挙が終わって日銀に対する政治的圧力が強まる前に動いたのかもしれない。

ただいずれにしても、金融緩和が継続する局面では政策の「のりしろ」が必要だ。欧米・中国の経済リスクが明らかに高まっているなかで今回のような緩和策を行えば、将来に禍根を残す懸念が高まる。

しかし、米金融緩和は必ずといってよいほどドル安・円高をもたらす。今回も株高と同時に円高の気配が強まった。これがさらに進めば、日本市場は世界同時株高の輪から脱輪する心配がある。それを避けるには日本銀行の金融緩和策しかない。日銀へのプレッシャーは一気に高まった。

果たせるかな、日銀は動いた。9月19日の金融政策決定会合で、資産買入れ政策を決定した。これを受け円高進行に歯止めがかかったようにみえた。ねらいどおりの展開である。

世界同時株高はその後、一進一退、横ばい状態というような動きを示している。同時株高の実現直後には世界の投資家がリスクオンの姿勢に転じたという評価もあったが、やや過大評価であったようだ。アメリカ市場の自信回復にはなったが、市況の決定的な転機となったとはいえないということである。

世界同時株高は今後、どう展開するかは、結局、アメリカの景気指標の動向次第であろう。特にQE3の原動力となった雇用情勢の推移が大きなカギとなる。

QE3による世界同時株高の行方

証券